

# 射水市立新湊小学校 いじめ防止基本方針

## －互いを尊重し、子供の笑顔が輝く毎日のために－

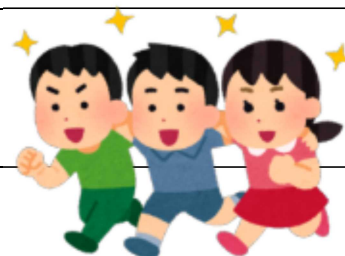
### ○ いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

### ○ 基本認識

いじめへの対応は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域、市教育委員会その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

「いじめは絶対に許されない」  
「いじめは卑怯な行為である」  
「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」



### ○ いじめへの対応

#### (1) 未然防止

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

<未然防止に向けた取組>

#### ① いじめについての共通理解

- ・いじめの背景や、子供同士のトラブルをいじめに発展させない教師の役割についてなど、教師の指導力や学校の対応力向上のための研修を実施する。
- ・配慮を要する児童について事例研究を実施し、指導記録や資料等を次年度担任へ引き継ぎ、継続した支援ができるようにする。
- ・「人権意識チェック表」（指導の重点）や、「いじめを生まないための『教師の“気付き”のポイント』」（県教委リーフレット）等を活用し、教師の人権感覚を高める。

#### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・教育活動全体を通して、いのちの教育や人権教育を推進する。さらに、体験活動を推進し、いのちの大切さを実感させたり、相手を思いやる心の醸成を図ったりする。
- ・道徳科で、いじめやいのちに関する資料を取り扱う。学習参観日に、全学級でいのちに関する授業を公開し、保護者と共にいのちについて考える機会とする。
- ・あいさつ運動やうたごえコンサートを通して、心を合わせることの楽しさや心地よさを体感させる。
- ・児童の語彙を増やし、自分の思いを相手に適切に伝えることができるようにする。
- ・情報モラル教育を推進し、児童がスマートフォンやネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないように継続的に指導する。

#### ③ いじめを生まない集団づくり

- ・規範意識を高め、子供が安心して生活できる、心の居場所となる学級づくりを進める。
- ・子供一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う望ましい人間関係を育てる。

- ・学習にやりがいを感じ、意欲的に参加・活躍できる「分かる授業」「楽しい授業」づくりに努める。
- ・自分と違った見方や考えを認め、互いに支え合い、学び合える場をつくる。
- ・児童の自主性を重んじ、児童会による呼びかけや「やさはま（やさしいはまっこ）運動」を継続的に行い、いじめを生まない学校とするための活動を推進する。
- ・Q-U調査（年2回）を実施し、人間関係の掌握と分析結果に基づく改善に努める。
- ④ 自己肯定感や自己有用感を育む
  - ・学校行事等の中で、全ての児童が活躍できる場を設定し、一人一人が成功体験を数多く経験できるようにする。そのことに対して、賞賛・価値付け・感謝・ねぎらい・激励の言葉をかける。
  - ・異学年交流活動（団活動、さくら清掃、集団登下校、「はまっこ活動」における縦割り班遊び等）を推進し、リーダーシップやフォロワーシップを育て、互いを思いやり、協力し合う心情や態度を育む。
  - ・児童の話最後まで聴き（傾聴）、受け止めるとともに、「あなたを大切に思う気持ち」を言葉や態度で伝える。
- ⑤ 児童自らがいじめについて学び、取り組む
  - ・学級ごとに、「いじめとは何か」「いじめは絶対に許されない行為」など、いじめについて考える時間や、トラブルを自分たちで解決する方法を話し合う時間を設定する。
  - ・「いじめをなくす射水市民五か条」を教室に掲示し、唱和したり振り返りに活用したりして意識を高める。
- ⑥ 学校だけでなく、地域社会全体で取り組む
  - ・保護者との信頼関係づくりに努め、子供の様子について相談しやすい環境を整える。
  - ・幼・保育園、認定こども園、中学校と、日頃から交流を通して情報交換を行い、協力体制をつくるとともに、発達段階を踏まえた児童理解に努め、適切な指導の充実に生かす。
  - ・地域と連携し、PTAや地域の諸団体とのあいさつ運動、ボランティア活動等を通して、児童理解を深める。
  - ・専門家（SC、SSW等）のアセスメントにより、児童の現状や抱える背景を探り、共に子供や保護者の心のケアや問題行動の要因となる環境の改善に当たる。
  - ・家庭環境等の複雑な課題を抱える場合は、早期に関係機関との連携を図り、協力して支援に当たる。

## (2) 早期発見

児童や保護者、気がかりポスト・マイサポーター等の情報を基にささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

### <早期発見に向けた取組>

- ① 定期的なアンケート調査と教育相談
  - ・学期に1回、思いやりアンケート（いじめ調査）を実施する。
  - ・思いやりアンケートの結果に基づき、担任が定期面談を実施する（カウンセリング週間）。必要に応じて担任以外の面談を実施する（マイサポーター制度の活用）。その結果について情報交換をし、共通理解する。
  - ・配慮を要する児童や希望者に、個別面談を実施する。
- ② 定期的なアンケート調査や教育相談以外
  - ・児童が気軽に相談できる雰囲気づくりに努め、相談体制の充実に図る。
  - ・健康観察や養護教諭による保健日誌から一人一人の心と体の様態を把握する。
  - ・交換授業や異学年との合同授業等により、児童を複数の目で見守り、「心」のサインや小さな変化を見逃さないようにし、必要に応じて、アンケートや教育相談を実施

する。

- ③ 毎週火曜日「スクラムタイム」を行い、全教職員間で情報を共有できるようにする。
- ④ 家庭、地域との連携（情報収集）
  - ・家庭訪問により、情報を収集する。
  - ・PTA、地域諸団体、安全パトロール隊等の協力により、情報を収集する。
  - ・収集した情報を全教職員が把握し、指導に生かす。

### (3) 早期対応

発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに組織的（学年、関係教員、生徒指導主事等）に対応する場を設ける。

<いじめに対する対応・措置>

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - ・遊びや悪ふざけ等のいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
  - ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
  - ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに「いじめ防止対策委員会」等において情報を共有する。
  - ・「いじめ防止対策委員会」が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ② いじめられた児童又はその保護者への支援
  - ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。
  - ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
  - ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
  - ・事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられている児童の安全を確保する。
  - ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導したり、状況に応じて出席停止の措置を講じたりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言
  - ・いじめたとされる児童から、事実関係の聴取を行う。
  - ・いじめがあったことが確認された場合、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
  - ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
  - ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
  - ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考える。
- ④ いじめが起きた集団への働きかけ
  - ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ⑤ ネット上のいじめへの対応
  - ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
  - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### (4) 再発防止

##### <再発防止のための措置>

- ① いじめられた児童又はその保護者への支援
  - ・継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
  - ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。
- ② 十分な効果を上げることが困難な場合
  - ・いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難でいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと判断する場合は、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

#### ○ いじめ防止対策委員会

##### (1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、道徳教育推進教師、学年主任、養護教諭
- ※ 必要に応じて、心理や福祉の専門家（SC, SSW等）、弁護士、医師、警察官経験者等を追加、連携する。

##### (2) 役割

- ・基本方針に基づく年間計画の立案と作成
- ・基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・校内研修による教職員の共通理解や意識啓発
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・いじめ事案への対応（児童や保護者への意見聴取、市教育委員会その他関係機関との連携等）
- ・いじめに関する相談窓口
- ・いじめ問題等に関する指導記録の作成と保存
- ・学校評価による基本方針の見直し



#### ○ 家庭や地域との連携

児童の健やかな成長を促すために、PTAや地域の関係団体等（学校評議員会、3校PTA連絡協議会、新湊中学校区児童生徒健全育成協議会）といじめの問題について協議する機会を定期的に設け、地域と連携したいじめ対策を推進する。

##### <連携のための措置>

- ・学校基本方針を公表し、基本方針等について地域や保護者の理解を得るように努める。
- ・地域や家庭に対して、学校だよりなどを通じて、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・いじめが発生した場合、すぐに面談や家庭訪問等を実施することで、家庭との緊密な連携協力によるいじめの早期解決を図る。
- ・ネット上のいじめに関連して、携帯電話やスマートフォン、携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、デジタルカメラ等を使った事例を紹介することで、ネットに潜む危険性について理解を深める啓発活動を行う。